

復興大臣 伊藤 忠彦 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和6年11月6日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から13年以上が経過しましたが、復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

令和6年10月末現在の住基人口4,540人のうち村内居住者は、1,524人となっており、帰還者については、村内居住者のうち1,186人、帰還率で26.1%となっています。また、村内居住者に占める高齢化率は、60.0%となっており、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務です。

このため本村では、「飯舘村第6次総合復興計画後期計画」に「人口増加策」を明示し、なりわい創出等の村民の今を支え、村の将来への布石となる各種施策について、福島再生加速化交付金等の復興事業を活用して速やかに実現することにより、新たに住む、住み直すための環境を整え、「選ばれる村」を構築することを目指しています。

また、令和4年3月の「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを活かしながら、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持、増加させる取組みを進めています。

なお、令和5年5月、長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示が解除されましたが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、長泥地区のみならず飯舘村全体の再生と発展のためには、引き続きあらゆる取組みを継続して進めることが必要です。

また、村内に居住する帰還者、移住定住者の年代構成が超高齢化している現状は、原子力事故による全村避難とその長期化がもたらしたものである一方で、村外に居住する村民による中山間地たる本村の環境維持にかける意欲は大変強く、

村では、この意欲とコミュニティの維持を兼ねて住民参加型の農政関連事業や道路河川管理事業など復興施策事業を活用して来ており、さらにこの取組みを次世代に継承していく段階にあります。

以上を踏まえて、次のとおり要望いたします。

1 第2期復興・創生期間後の財政支援について

(1) 復旧・復興事業の実態に即した財政支援について

- ・第2期復興・創生期間後においても、被災自治体の状況に即した切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財政措置を行うこと
- ・復興創生に必要な不可欠な以下の復興関連事業財源及び制度等について、継続に要する中長期的かつ十分な予算措置を行うこと
 - ①福島再生加速化交付金、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業などの復興関連事業
 - ②普通交付税算定に係る人口激減緩和措置である国勢調査人口特例措置
 - ③復興特区法や福島特措法に基づく課税免除措置
 - ④被災関係条例減免による地方税の減収分に対する財政措置
- ・全村避難による従業員の離職、働き世代の村内居住率の低迷などを要因として、未だに十分な職員数の確保ができず、震災前同等規模の経営状況に達していない「いいたて福社会」など民間事業者に対する支援を拡充すること

2 雇用（なりわい）を創出するための支援について

(1) 担い手の居住環境の整備について

若者や子育て世代をはじめとした村内居住者の増加を図るための支援を福島県や12市町村移住支援センターと連携を図り、相談体制を強化するとともに、民間投資による家屋・アパートの整備を創出するために必要な支援を行うこと

(2) 産業及び雇用創出のための基盤整備について

産業創出のための産業団地の整備及び企業誘致等を加速するため以下に係る予算措置、人的支援等を行うこと

- ・東北中央自動車道霊山飯舘IC・相馬玉野ICにおけるハーフICの解消と飯舘村へのアクセス道路の整備
- ・いわき市から飯舘村を經由し山形県の南陽市へ通じる歴史的街道の国道399号線（あぶくまロマンチック街道）の整備

3 農畜産物のブランド化に向けた取組みの支援について

(1) 村の基幹産業である農畜産業の力強い再生と発展のため、「あぶくまもち」や「飯舘牛」などに代表される「いいたて」ブランドの再生、創出を図る取組みに対し、財政措置を含めた必要な支援を行うこと

(2) 本村は、なりわいづくり、農地利用、魅力向上を同時に推進することで、帰還促進、移住促進に繋げる施策として「飯舘牛」ブランドの再生に向けた畜産振興と農地中間管理事業による農地利用集積を強力に進めてきたが、水田活用の直接支払交付金は、これらに取組む先駆的な経営体にとって重要なものであり、被災地の実態に即した適切な運用を行うこと

4 解除区域を含む帰還困難区域全域の再生と発展に向けた支援について

(1) 令和5年5月に、帰還困難区域の一部を避難指示解除した長泥地区の再生はまさにこれからが本番であり、環境再生事業を受け入れるなど、先進的に国に協力してきた。

長泥地区の再生と発展に必要な令和8年度以降の財政支援を継続し、福島再生加速化交付金等による農業用施設や農業機械の整備を進め、安定した経営品目を具体化するための指導を実施すること

(2) 長泥地区においては、環境再生事業が終了し、地権者に農地が返還された後も、平成29年3月末に避難指示が解除された他の19行政区との公平な支援として、令和8年度以降も継続的な営農再開支援と予算の確保を行うこと

(3) 放射能への不安や風評の恐れのない資源作物の栽培について、経営所得安定対策に位置付けるなど、食用作物に準じた推進策を設け、農地の保全と有効活用が図れるようにすること

5 帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた取組みについて

(1) 国の「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組みを進めていく」との方針に基づき、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けて、村の実態に寄り添い、総力を挙げた対応をすること

(2) 帰還困難区域の山林の解除に向けた要件を整理し、国有林、民有林の脱炭素に向け、長期的な視点に立った適正な管理を指導すること

6 環境再生事業の理解醸成の推進について

- (1) 除去土壌の県外最終処分に向け、福島県内外のより多くの人たちに長泥地区環境再生事業を見てもらうとともに、科学的知見のもと本事業の全国的な理解醸成を進めること
- (2) 放射性物質を含む土壌の再生利用について、長期的な視点に立ち、長泥地区環境再生事業を事業完了後も継続的に環境省と飯舘村の協働した維持管理モデルとしての活用を図るための交付金及び基金を創設すること

7 脱炭素むらづくりに向けた支援について

(1) 未来志向型農業実現に向けた取組みについて

- ・木質バイオマス発電事業による排熱等を利用した未来志向型農業の構築に向けて、福島再生加速化交付金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などによる植物工場や農業施設・機械等の導入支援を行うこと
- ・福島国際研究教育機構（F-REI）と国立研究開発法人産業技術総合研究所連携による「施設園芸における再生可能エネルギーを活用した循環システムの構築と実証事業」を推進すること

(2) 森林資源の適正管理及び有効活用支援について

- ・木質バイオマス利用による脱炭素・循環型社会貢献のため「ふくしま森林再生事業」、「広葉樹林再生事業」の令和8年度以降の十分な予算措置を行うこと

8 介護保険制度について

被災自治体の介護保険の現状と将来予測を踏まえた激変緩和措置としての財源補填、介護保険料の広域化（国保の県単位等）など、総合的な対応策を図ること。

9 人的支援について

- (1) 国・県・自治体職員の派遣を追加及び継続すること
- (2) 産業創出、企業誘致に向け、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事業等の補助制度をはじめとする国が有する各種知見の提供等及び伴走型の人的支援を継続して行うこと
- (3) 帰還困難区域の再生と発展のため、引き続き国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続すること
- (4) 木質バイオマス等を利用した脱炭素むらづくりに向けた、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、再生可能エネルギーを活用した地域の振興、各種ゼロカーボン施策の実施、村内への企業誘致を進めるために専門性の高い人材が必要であるため、積極的な人的支援として専門職員を配置すること

10 農地集積について

村内水田における営農再開割合は、震災前と比較し30%程度であるが、意欲高い経営体への段階的な農地集積に加え、飯舘村振興公社の営農部門による全村的な地域ぐるみで大規模農地利用集積を進めている。

また、村内の特定復興再生拠点区域は、令和5年5月に避難指示が解除されたところであり、現在地域計画の策定に向けた話し合いを進めている。

意欲ある経営体への農地利用集積を推進し、営農再開促進を図るため、機構集積協力金交付事業等必要不可欠な事業について、令和8年度以降も継続した予算措置を行うこと。

1.1 コミュニティの維持再構築について

村では、これまで福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業や福島県営農再開支援事業を活用し、村道や河川の除草などの管理や農地の維持管理を行うほか、作業時の一時宿泊施設の運営を行うことにより、村民の本村の環境維持にかける意欲やコミュニティの維持再構築を行ってきた。

村民自身がこれらの事業に携わることで、これまでコミュニティの維持が図られてきたが、なお次世代に継承していく段階にあるため、事業の継続と予算措置を行うこと。

